

事 務 連 絡
令和4年10月31日

会 員 各 位

公益社団法人 静岡県獣医師会
常務理事 加 藤 雅 通

感染症法に基づく届け出方法の変更について

このことについて、別添のとおり静岡県感染症対策担当部長から通知がありましたので、御承知置き願います。

今回の変更により、届け出方法に新たにオンラインが追加されました。

なお、従来から行われている FAX による届け出も、そのまま受け付けられますので申し添えます。

担当：(公社)静岡県獣医師会 加藤
電話：054-251-6035

感 対 号 外
令和 4 年 10 月 26 日

公益社団法人静岡県獣医師会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

感染症サーベイランスシステムの更改について

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解・御協力いただき深く感謝申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 13 条において、獣医師は、別記の対象動物が対象疾病にかかり又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、最寄りの保健所へ届け出なければならないと定められています。

届出を受理した保健所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力することで、県内及び全国の感染症発生状況等の情報共有が可能となっています。

今般、厚生労働省において、次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）への更改手続が行われているため、下記のとおり貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 次期システムの変更点

○獣医師が、感染症法に基づく届出をオンラインで提出可能となります。

2 次期システムの運用開始日について

○令和 4 年 10 月 31 日予定。

3 利用者のアカウント登録について

○次期システムの利用に当たり、事前のアカウント登録が必要となりますので、別紙「システム利用申請様式」及び「動物診療施設の申請」に必要な事項を御記入の上、下記あて御提出ください。

○提出先 静岡県健康福祉部感染症対策局感染症対策課

Email : kansentaisaku@pref. shizuoka. lg. jp

○提出期限はありません。御提出後、随時、アカウント発行いたします。

○アカウント登録いただいた方に、ID、パスワードとともにシステムの URL をお知らせします。

4 県ホームページでの情報公開について

- 下記のとおり医療機関向けのホームページを作成しましたので御承知おきください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansensyosabei.html>

- システム利用申請における様式等を掲載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

担 当 健康福祉部感染症対策局
感染症対策課感染症対策班
電話番号 054-221-2986

感染症法第 13 条に基づく獣医師の届出

対象動物	対象疾病
サル	エボラ出血熱 マールブルク病 細菌性赤痢 結核
プレーリードック	ペスト
イタチアナグマ タヌキ ハクビシン	重症急性呼吸器症候群 (SARS)
鳥類	ウエストナイル熱
	鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)
	新型インフルエンザ等感染症
ヒトコブラクダ	中東呼吸器症候群 (MERS)
犬	エキノコックス